

時間外労働・休日労働に関する労使協定書

株式会社〇〇〇〇（以下会社という）と自治労全国一般〇〇〇〇労働組合（以下組合という）は、労働基準法第36条の規定に基づき、時間外労働および休日労働について次のとおり合意し、協定する。

会社および組合は、この協定を確認するため、協定書2通を作成し、双方代表者は記名捺印し、各一通を保管する。

第1条（時間外および休日労働を命じる条件）

会社は、時間外および休日労働を可能な限り行わせないように努める。行わせるのは、臨時または緊急の必要がある場合に限る。

第2条（職員の健康および私生活への配慮）

会社は時間外および休日労働の実施に際して、従業員の健康および私生活を十分に配慮する。会社は、従業員が時間外および休日労働に従事することができない旨を告知した場合には、その従業員と誠実に協議し本人の同意を得て行う。

第3条（該当する業務・職員）

時間外および休日労働を行わせることがある職員は、別紙「時間外労働・休日労働に関する協定届」（別紙協定届という）のとおりとする。

- 「一般業務」を行う〇人とは、〇〇〇〇で勤務する事務職員を指す。
- 「〇〇〇〇業務」を行う〇人とは、〇〇〇〇で勤務する技術職員を指す。

第4条（限度時間）

時間外および休日労働については、別紙協定届記載の時間を超えてはならないものとする。

- この協定および別紙協定届に記さない事項は、時間外および休日労働の制限に関する労基法その他の法令にしたがう。

第5条（問題解決のための労使協議）

この協定の遂行に関して問題が生じた場合、会社と組合は誠実に協議する。この協議には、組合とともに、組合が主宰する職場委員会が参加する。

第6条（正当な労働組合活動の保障）

第5条の規定は、労働組合員が当該事項に関して組合を通じた団体交渉や協議を求めることを妨げるものではない。

第7条（協定の有効期間）

この協定の有効期間は、20 年 月 日から20 年 月 日までとする。

20 年 月 日

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

自治労全国一般〇〇〇〇労働組合
執行委員長 〇〇 〇〇 印